

函館市地域交流まちづくりセンター使用料の減免取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、函館市地域交流まちづくりセンター条例（平成18年函館市条例第36号。以下「条例」という。）に規定する使用料の減免に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免の対象等)

第2条 条例第11条第4項の「公益上その他特に必要があると認めるとき」とは、次に掲げる場合とする。

- (1) 国または地方公共団体その他公共的団体がまちづくりに関する会議等を使用する場合 免除
- (2) 市または函館市教育委員会が主催または共催する会議等を使用する場合 免除
- (3) 地域交流まちづくりセンターにおいて、市民活動団体登録を行った者が使用する場合（事務ブース、ロッカーおよびフリースペースを商品の宣伝、展示、販売等営利目的で使用する場合を除く。） 免除

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。